装管調第１１５０６号
令 和 ３ 年 ８ 月 ６ 日
一部改正　装管調第１６８１１号
令和４年１０月１８日

大　臣　官　房　会　計　課　長
防 衛 大 学 校 総 務 部 会 計 課 長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防 衛 研 究 所 企 画 部 総 務 課 長
統 合 幕 僚 監 部 総 務 部 総 務 課 長
陸 上 幕 僚 監 部 監 理 部 会 計 課 長
海 上 幕 僚 監 部 総 務 部 経 理 課 長
航 空 幕 僚 監 部 総 務 部 会 計 課 長
航空幕僚監部装備計画部装備課長　殿
情 報 本 部 総 務 部 総 務 課 長
防 衛 監 察 本 部 総 務 課 長
各 地 方 防 衛 局 総 務 部 会 計 課 長
防 衛 装 備 庁 長 官 官 房 会 計 官
防 衛 装 備 庁 調 達 事 業 部 各 調 達 官
各研究所総務課長（航空装備研究所を除く。）
航 空 装 備 研 究 所 管 理 部 会 計 課 長
各　　試　　験　　場　　長

防衛装備庁調達管理部調達企画課長
（　　公　印　省　略　　）

調達情報一元化システムを用いた統計調査等の報告・提出等要領について（通知）

標記について、調達に関する統計調査等については、業務の低減を図るため当該システムを用いた報告・提出等を、別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：１　別紙
　　２　防衛省契約統計システム利用マニュアル
写送付先：整備計画局施設計画課長、 防衛装備庁調達事業部各調達官付各室長

別紙

調達情報一元化システムを用いた統計調査等の報告・提出等要領

１　趣旨

この要領は、 訓令等に基づく調達に関する統計調査等について、調達情報一元化システムを用いた報告・提出等を行うに当たって、必要な事項を定めるものである。

２　用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約担当官等　会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の３に規定する契約担当官等をいう。

(2) 調達情報　各契約に係る調達業務に関する一連の情報をいう。

(3) 調達情報一元化システム　各契約担当官等が行う契約における調達情報を一元的に管理することによって、調達に関する統計調査や調達情報の分析等を行うことができるシステムをいう。

(4) 契約担当課長等　大臣官房会計課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛医科大学校事務局経理部経理課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部総務部会計課長、海上幕僚監部総務部経理課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部装備計画部装備課長、情報本部総務部総務課長、防衛監察本部総務課長、各地方防衛局総務部会計課長、防衛装備庁長官官房会計官、防衛装備庁調達事業部各調達官、防衛装備庁調達事業部各調達官付各室長、各研究所総務課長（航空装備研究所を除く。）航空装備研究所管理部会計課長及び各試験場長をいう。

３　調達情報一元化システムへの登録

(1) 契約担当課長等は、次に掲げる情報を除き、全ての契約に係る調達情報を調達情報一元化システムに登録するものとする。また、調達情報一元化システムは、取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第４６０８号。１９．４．２７）第１０項の適用を受けるものであることに留意する。

ア　公共調達の適正化を図るための措置について（装管調第１０７号。２７．１０．１）（以下「適正化措置通知」 という。）別紙第３項第３号エの規定に該当する弾薬類の数量及び単価

イ　適正化措置通知別紙第３項第３号オの規定に該当する契約に係る調達情報

ウ　本号ア及びイに定めるもののほか、契約に係る情報の全部又は一部を公表することにより、我が国の防衛に支障が生ずることが明らかな契約に係る調達情報

(2) 契約担当課長等は、次に掲げる統計調査等の報告・提出等について、調達情報一元化システムに調達情報を登録することにより行うものとする。

ア　装備品等の統計調査に関する訓令（昭和３４年防衛庁訓令第６９号）第４条に規定するもののうち、同訓令第６条に規定する「装備品等調達契約額調査」の報告

イ　輸入品等の調達実績について（装管第８６１号。５．２．１８）第３項に規定する「輸入品等の調達実績」の提出

ウ　適正化措置通知第３項第５号に規定する「契約に係る情報」の送付

(3) 調達情報の登録要領等については次のとおりとする。

ア　調達情報として登録する項目は、「防衛省契約統計システム利用マニュアル」に規定する項目とする。

イ　単価契約の調達情報については、１件の契約につき１件の調達情報として登録を行う。その際、予定価格は予定価格（単価）に予定数量を乗じた額、契約金額は契約単価に予定数量を乗じた額とし、契約確定後に総契約額を確定金額として反映させるものとする。

ウ　契約担当課長等は、四半期ごとに契約担当官等が締結した契約を取りまとめて登録を行う。この際、統計調査等の多くが年度当初に必要とされることに鑑み、第４四半期に締結した契約に係る調達情報については翌年度の５月末までに、その他各四半期についても翌々月末（８月末、１１月末及び２月末）までに確実に登録を行う。

(4) 契約担当課長等は、前号ウの規定により調達情報の登録を行った場合には、工事については整備計画局施設計画課長に、物品等又は役務については防衛装備庁調達管理部調達企画課長に付紙様式により前号ウに定める期限までにその旨を通知するものとする。

(5) 第３項第１号に基づき登録を行わなかった調達情報については、工事については整備計画局施設計画課長に、物品等又は役務については防衛装備庁調達管理部調達企画課長に適宜様式にて本項第３号ウに定める期限までに通知するものとする。

４　調達情報一元化システムの操作に当たっての留意事項

(1) 調達情報一元化システムの操作手順は、「防衛省契約統計システム利用マニュアル」による。

(2) 「防衛省契約統計システム利用マニュアル」は、その時点において最新のものを適用するものとする。

(3) 調達情報一元化システムの利用者は、利用者ＩＤ及びパスワードを適切に管理しなければならない。

５　その他

契約担当課長等は、この通知に定める事項の実施に当たり疑義等が生じた場合には、その都度、防衛装備庁調達管理部調達企画課長と協議する。

付紙様式

○○．○○．○○

整 備 計 画 局 施 設 計 画 課 長
防衛装備庁調達管理部調達企画課長　殿

○○○○課長

調達情報一元化システムへの調達情報の登録について（通知）

標記について、下記のとおり登録したので通知する。

記

登録期間	令和○○年度 第○／四半期分			令和○○年度 累計		
登録種別	工事	物品等 又は役務	合計	工事	物品等 又は役務	合計
登録件数	○○件	○○件	○○件	○○件	○○件	○○件